

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

事年	業度	・	・	法人名
----	----	---	---	-----

別表十四(二)付表 平二十七・四・一以後終了事業年度分

みなし寄附金額		1	円	公益法人特別限度額		3	円
公益目的事業実施必要額 (10)-(17)		2		(1)と(2)のうち少ない金額)			
公益目的事業実施必要額の計算							
当期の公益目的事業に係る費用の額	公益目的事業に係る経常費用の額	4	円	当期の公益目的事業に係る収入の額	公益目的事業に係る経常収益の額	11	円
	同上のうち公益目的保有財産の償却費の額	5			公益目的事業に係る特定費用準備資金減少額 (22の計)	12	
	公益目的事業に係る特定費用準備資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (30の計)	6			公益資産取得資金減少額 (35の計)	13	
	公益資産取得資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (42の計)	7			公益目的保有財産処分収入額	14	
	公益目的保有財産取得支出額	8			公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額	15	
	公益目的保有財産とした公益目的保有財産以外の財産の額	9			公益目的事業以外の事業(収益事業を除く。)から公益目的事業へ繰り入れた金額	16	
	差引計 (4)-(5)+(6)+(7)+(8)+(9)	10			計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)+(16)	17	
公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算							
特定費用準備資金の目的である活動の内容		18					計
特定費用準備資金の積立期間の末日		19	・	・	・	・	
当期積立額		20	円	円	円		
当期取崩額		21					
当期減少額 (21)-(20) (マイナスの場合は0)		22	①	②	③		①+②+③ 円
当期増加額 (20)-(21) (マイナスの場合は0)		23					
当期積立基準額の計算	当期末における積立限度額	24					
	前期までに積み立てた金額	25					
	前期までに取り崩した金額	26					
	前期末積立累計額控除後の積立限度額 (24)-(25)-(26) (マイナスの場合は0)	27					
	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数	28	――	――	――		
	当期積立基準額 (27)×(28)	29	円	円	円		
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (23)と(29)のうち少ない金額)		30	④	⑤	⑥		④+⑤+⑥
公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算							
資産取得資金の対象となる資産の名称及び資産取得資金の目的		31					計
資産取得資金の積立期間の末日		32	・	・	・	・	
当期末公益資産取得資金額		33	円	円	円		
前期末公益資産取得資金額		34					
当期減少額 (34)-(33) (マイナスの場合は0)		35	⑦	⑧	⑨		⑦+⑧+⑨ 円
当期増加額 (33)-(34) (マイナスの場合は0)		36					
当期積立基準額の計算	当期末における対象資産の取得に要する支出の額の最低額(公益目的保有財産に係る部分の額に限る。)	37					
	前期末公益資産取得資金額 (34)	38					
	前期末公益資産取得資金額控除後の最低額 (37)-(38) (マイナスの場合は0)	39					
	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数	40	――	――	――		
	当期積立基準額 (39)×(40)	41	円	円	円		
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (36)と(41)のうち少ない金額)		42	⑩	⑪	⑫		⑩+⑪+⑫

別表十四（二）付表の記載の仕方

1 この明細書は、公益社団法人又は公益財団法人が令第73条の2第1項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は次により記載します。

(1) 当期が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「公益認定法規則」といいます。）第18条第1項（特定費用準備資金）に規定する特定費用準備資金を積み立てることとされた期間（以下「特定費用準備資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 28」は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 28」

として記載します。

(2) 当期が特定費用準備資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 30
(23)と(29)のうち少ない金額」

は、記載を要しません。

3 「公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算」の各欄は次により記載します。

(1) 当期が公益認定法規則第22条第3項第3号（遊休財産額）に掲げる資金を積み立てることとされた期間（以下「資産取得資金積立期間」といいます。）の末日を含む事業年度である場合にあっては、

「 $\frac{\text{当該事業年度の月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 40」は、

「 $\frac{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}{\text{当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数}}$ 40」

として記載します。

(2) 当期が資産取得資金積立期間の末日を含む事業年度後の事業年度である場合にあっては、「当期積立基準額の計算」の各欄及び

「当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 42
(36)と(41)のうち少ない金額」

は、記載を要しません。